

# 第1回鳥取県医療費適正化計画 策定評価委員会資料(本編)

平成28年11月10日開催

【次第(抜粋)】

4 鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会の運営について

5 議 事

(2) 第2期鳥取県医療費適正化計画の進捗状況について

(3) 第3期鳥取県医療費適正化計画の策定について

(4) 今後の調査審議の進め方について

4 鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会  
の運営について

(1) 医療費適正化計画策定評価委員会

(2) 医療費適正化計画とは

# (1) 医療費適正化計画策定評価委員会

## 設置の目的

次の点を考慮した結果、関係者が共同して計画を策定することとした。

- ・法の基本的理念が「自助と連帯の精神」と「高齢者の医療に要する費用を公平に負担する」であること。
- ・計画の目的達成できない場合に、関係者と対策を協議すること。(努力義務)
- ・国基本方針で、「目標及び施策の達成状況等の評価を適切に行うものであること」としており、外部の委員で構成する委員会が行うPDCAサイクルによる効果分析を要すること。
- ・法が、診療報酬の特例の規定を設けていること。

## 役割：医療費適正化計画に関する事項の調査審議

### 1 計画の策定(変更を含む。) (法第9条関係)

### 2 計画の進捗状況 (法第11条第1項関係)

(進捗管理)

目標及び施策の達成状況等について、計画の初年度と最終年度を除く毎年度、進捗状況を公表

### 3 進捗状況に関する調査分析 (法第11条第2項関係)

(暫定評価)

計画の最終年度には、進捗状況の調査及び分析の結果の公表を行い、必要に応じて対策を講ずる努力義務

### 4 計画の実績評価 (法第12条第1項関係)

(最終評価)

計画の最終年度の翌年度に、実績に関する評価の実施

### 5 計画の実施に係る保険者等への協力要請 (法第9条第9項関係)

・計画の作成及び都道府県医療費適正化計画に基づく施策の実施に関して必要があると認めるとき

### 6 診療報酬に係る厚生労働大臣への意見(法第13条関係)

厚生労働大臣の協議(法第14条第2項関係)

(法第13条)

・計画の実績の結果、「医療の効率的な提供の推進に関し、県の達成目標」(第9条第3項第2号)の達成のために必要があると認めるとき

(法第14条第2項)

・大臣は、計画の実績評価の結果、「医療の効率的な提供の推進についての国の達成目標」(第8条第4項第2号)及び「医療の効率的な提供の推進についての県の達成目標」(第9条第3項第2号)を達成し、医療費適正化を推進するために必要があると認めるときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる。

→ 大臣は、異なる定めをするに当たっては、あらかじめ、県知事に協議する。

## (2) 医療費適正化計画とは

国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的・計画的に推進するため、国の定める「医療費適正化基本方針」に即して都道府県が策定する計画。

※ 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正 (H28.4.1施行)

・少子高齢化等の環境変化を踏まえ、医療保険制度を将来にわたって持続可能なものとしていくための制度改革として、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が制定。

・この中で高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正され、医療費適正化計画について、地域医療構想等との整合性やPDCAサイクル強化を図る進捗管理・評価分析、保険者協議会との連携強化等、計画策定・推進プロセスの見直しが行われた。

### 法の基本的理念(第2条)

#### 自助と連帯の精神

- ・健康の保持増進に努めること。
- ・高齢者の医療に要する費用を公平に負担すること。
- ・適切な保健サービスを受ける機会を与えられること。

## 医療費適正化計画の基本理念

### 国基本方針

住民の生活の質の維持及び向上を図るものであること



住民の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指すものでなければならない。

超高齢社会の到来に対応するものであること



医療費適正化のための具体的な取組は、結果として高齢者の医療費の伸び率を中長期にわたって徐々に下げていくものでなければならない。

目標及び施策の達成状況等の評価を適切に行うものであること



目標を設定した場合は、目標の達成状況及び施策の進捗状況を評価し、必要に応じて計画の見直し等に反映させるものとすること

## 5 議 事

### (2) 第2期鳥取県医療費適正化計画の進捗状況 について

#### ア 第2期計画の進捗状況

詳細は、別冊資料1「資料1-1鳥取県医療費適正化計画の進捗状況について」参考

#### イ 第2期計画の取組状況

詳細は、別冊資料1  
「資料1-2 第2期鳥取県医療費適正化計画の取組状況」  
「資料1-3 第3期医療費適正化計画国基本方針に追加された項目の本県の状況」  
参考

#### イ 2期計画の取組状況

第2期適正化計画の進捗状況及び第3期国基本方針を踏まえて、現状と課題を  
分析する。

第2期県計画 項 目	担当課	備考
医療費の現状		
①医療費の動向	医療指導課	
②疾患の状況	医療指導課	
住民の健康の保持の推進		
①メタボリックシンドロームの状況	健康政策課	後期高齢者に対する健康診査・歯科健診(口腔ケア)、フレイル対策の状況についても、記載する。
②特定健診の受診状況	健康政策課	
③喫煙の状況	健康政策課	
④飲酒の状況	障がい福祉課	
⑤歯・口腔の健康の状況	健康政策課	
(第3期国基本方針で追加された項目)		第3期県計画に規定するかどうかを踏まえて、今後検討
⑥生活習慣病等の重症化予防の推進	健康政策課	
⑦予防接種	健康政策課	
⑧その他予防・健康づくりの推進	健康政策課	
医療の効率的な提供の推進		
①平均在院日数の状況	医療指導課	第3期国基本方針規定なし
②ジェネリック医薬品の使用状況	医療指導課	第3期国基本方針で削除・追加された項目について、第3期県計画に規定するかどうかを踏まえて、今後検討
(第3期国基本方針で追加された項目)		
③医薬品の適正使用の推進	医療指導課	

### (3) 第3期鳥取県医療費適正化計画の策定について

#### ○ 医療費適正化計画の規定事項

計画の期間における医療に要する費用の見込み  
(省令で定めるところにより算定) (第9条第2項)

前項に規定する事項のほか、おおむね都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。 (第9条第3項)

住民の健康の保持の推進に関し、県において達成すべき目標に関する事項  
(第1号)

第一号及び第二号の目標を達成するための保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項  
(第4号)

医療の効率的な提供の推進に関し、県において達成すべき目標に関する事項  
(第2号)

県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項  
(第5号)

前二号の目標を達成するために県が取り組むべき施策に関する事項  
(第3号)

計画の達成状況の評価に関する事項  
(第6号)

※ 別冊資料2 1頁～2頁 参考

#### 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針 (国基本方針)

この方針は、法第8条第1項の規定に基づき、都道府県が医療費適正化計画を作成するに当たって即すべき事項を定めるとともに、医療費適正化計画の評価並びに医療費の調査及び分析に関する基本的な事項等を定めることにより、医療費適正化が総合的かつ計画的に推進されるようにすることを目的とするものである。

詳細は、別冊資料1「資料1-4 第3期医療費適正化計画国基本方針参考資料」参考

第1 都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項

第2 都道府県医療費適正化計画の達成状況の評価に関する基本的な事項

第3 医療費の調査及び分析に関する基本的な事項

第4 医療費適正化に関するその他の事項

## 第1 都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項

### 一 全般的な事項

#### 1 医療費適正化計画の基本理念

- (1) 住民の生活の質の維持及び向上を図るものであること
- (2) 超高齢社会の到来に対応するものであること
- (3) 目標及び施策の達成状況等の評価を適切に行うものであること

#### 2 第三期医療費適正化計画における目標

- (1) 住民の健康の保持の推進に関する目標
- (2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

#### 3 都道府県医療費適正化計画の作成のための体制の整備

- (1) 関係者の意見を反映させる場の設置
- (2) 市町村との連携
- (3) 保険者等との連携

#### 4 他の計画等との関係

- (1) 健康増進計画との調和
- (2) 医療計画との調和
- (3) 介護保険事業支援計画との調和
- (4) 国民健康保険運営方針との調和

#### 5 東日本大震災の被災地への配慮

### 二 計画の内容に関する基本的事項

#### 1 住民の健康の保持の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項

- (1) 特定健康診査の実施率に関する数値目標
- (2) 特定保健指導の実施率に関する数値目標
- (3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標
- (4) たばこ対策に関する目標
- (5) 予防接種に関する目標
- (6) 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標
- (7) その他予防・健康づくりの推進に関する目標

#### 2 医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項

- (1) 後発医薬品の使用促進に関する数値目標
- (2) 医薬品の適正使用の推進に関する目標

#### 3 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項

- (1) 住民の健康の保持の推進
- (2) 医療の効率的な提供の推進

#### 4 目標を達成するための保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項

#### 5 都道府県における医療費の調査及び分析に関する事項

#### 6 計画期間における医療費の見込みに関する事項

#### 7 計画の達成状況の評価に関する事項

#### 8 その他医療費適正化の推進のために都道府県が必要と認める事項

### 三 その他

- 1 計画の期間
- 2 計画の進行管理
- 3 計画の公表

## 第2 都道府県医療費適正化計画の達成状況の評価に関する基本的な事項

### 一 評価の種類

- 1 進捗状況の公表
- 2 進捗状況に関する調査及び分析
- 3 実績の評価

### 二 評価結果の活用

- 1 計画期間中の見直し及び次期計画への反映
- 2 都道府県別の診療報酬の設定に係る協議への対応

## 第3 医療費の調査及び分析に関する基本的な事項

- 一 医療費の調査及び分析を行うに当たっての視点
- 二 医療費の調査及び分析に必要なデータの把握

## 第4 医療費適正化に関するその他の事項

- 一 国、都道府県及び保険者等の役割
- 二 国の取組
  - 1 国民の健康の保持の推進に係る施策
  - 2 医療の効率的な提供の推進に係る施策
- 三 都道府県の取組
- 四 保険者等の取組
- 五 医療の担い手等の取組
- 六 国民の取組

# 参考1 背景

## 1 平成37年度にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢化社会を迎える。

- ・65歳以上の者と20歳から64歳までの者の比率  
(平成2年度) 1 : 5.1 (平成24年度) 1 : 2.4 (平成37年度) 1 : 1.8
- ・平成27年度に団塊の世代全員が前期高齢者(65歳から74歳までの者)になり、ピークを迎え、平成33年度からは減少に転じる。

※ 別冊資料2 3頁～6頁 参考

## 2 平成25年度に持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の成立

- ・医療保険制度(地域医療構想等)、介護保険制度(地域包括ケアの推進等)の法案化の目途を規定

## 3 平成26年度に医療介護総合確保推進法の成立

- ・医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、質が高く効率的な医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療・介護の総合的な確保を推進を図る。

## 4 平成27年度に医療保険制度改革法の成立

- ・医療費適正化の取組を、国、都道府県並びに保険者及び後期高齢者医療広域連合がそれぞれの立場から進める体制の強化を図る。
- ・都道府県が地域医療構想と整合的な目標(医療費の水準、医療の効率的な提供の推進)を計画の中に設定
- ・各医療保険者の保健事業の中に新たに「健康管理及び疾病の予防に係る自助努力への支援」が位置付けられた。
- ・平成30年度からは都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる。

## 4 平成30年度は様々な計画の策定及び診療報酬・介護報酬の同時改定

医療計画、介護保険事業支援計画、健康増進計画  
国保運営方針、がん対策推進計画、肝炎対策推進計画



## 参考2

## 国等の動向

### 1 経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2016 閣議決定

国民皆保険・皆年金を維持し、これを次世代に引き渡すことを目指し、「経済・財政再生計画」に掲げられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革等の改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していくとされ多岐に渡る改革を打ち出している。

#### ○基本的な考え方

・「見える化」、ワイズ・スペンディングを推進

#### ○改革集中期間 平成28年度から平成30年度

#### 「見える化」の更なる深化とワイズ・スペンディング

・医療・介護分野等における給付の実態やその地域差等を明らかにする「見える化」を徹底して行うことで、保険者や行政はもちろん、サービス利用者であると同時に費用負担者でもある国民や、サービス提供者である医療・介護等関係者が自らの行動を見つめ直す契機とすることが重要である。

それが、「見える化」に基づいて実施される適切な施策とあいまって、国民一人ひとりのより望ましい選択・行動につながることで、医療・介護等の効率的な給付が実現し、限られた財源が賢く活用されることとなる。

・健康寿命の延伸や住民サービスの広域化、IT化の進展等を踏まえながら、住民サービスの在り方の改革や制度全体としての見直し等を行い、データやデータ分析を活用したエビデンスに基づくPDCAサイクルを徹底する。

#### (医療費適正化計画の策定、地域医療構想の策定等による取組推進)

「経済・財政再生計画」が目指す医療費の地域差の半減に向け、医療費適正化基本方針に係る追加検討を進め、地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携の推進の成果等を反映させる入院医療費の具体的な推計方法や、医療費適正化の取組とその効果に関する分析を踏まえた入院外医療費の具体的な推計方法及び医療費適正化に係る具体的な取組内容を、本年夏頃までに示す。

医療費適正化計画においては、後発医薬品の使用割合を80%以上とすることに向けた後発医薬品の使用促進策について記載するとともに、重複投薬の是正に関する目標やたばこ対策に関する目標、予防接種の普及啓発施策に関する目標等の設定を行い、取組を推進する。

#### (医療費の増加要因や地域差の更なる分析、医療・介護データを連結した分析等)

高齢化などの人口要因や診療報酬改定等による影響を取り除いた医療の伸び(「その他」を要因とする伸び)など医療費の増加要因や、診療行為の地域差を含む地域差について、更なる分析を進める。

医療保険者によるレセプト等の分析による医療の実態把握や、レセプト情報の活用による医療の質の評価の検討を行うとともに、分析結果等について医療専門職との情報共有を進めることで質の改善につながる仕組みについて検討を行う。

医療・介護の総合的な対策を推進するために、双方のデータを連結した分析を進める。また、今後更に増大する施策や研究利用のニーズに対応するため、拡充したNDBのサーバーの活用等を進める。

#### (健康づくり・疾病予防・重症化予防等の取組推進)

日常生活の動線の中で健康づくり・疾病予防ができる環境を地域ぐるみ・企業ぐるみの取組により整備する。平成29年6月に見直す予定の次期「がん対策推進基本計画」の策定に向け議論を進め、がん検診受診率の更に高い目標を設定し、特に、国際的にも受診率の低い女性特有のがん等に関する検診の受診率向上を図るとともに、がん検診と特定健診の同時実施等による健診のアクセス向上等により特定健診受診率の大幅な向上を図る。

かかりつけ医等とも連携しつつ、健康づくりや疾病予防、重症化予防等への効果的な誘導を実現する。

高齢者のフレイル対策については、保険者が参照するガイドラインの作成・周知や先駆的な好事例を踏まえた効果的な事業の全国展開等により、更に推進する。

予防・健康づくり等の取組に係る共通のインセンティブ指標を踏まえつつ、保険者努力支援制度や後期高齢者支援金の加算・減算制度等について具体的な指標を検討し、疾病予防・健康づくり等に関するインセンティブ強化を実現する。メンタルヘルスなど精神医療の質の向上を図る。

## 2 健康なまち・職場づくり宣言2020（日本健康会議活動指針）

日本健康会議（平成27年7月10日発足）  
【設立目的】

国民一人ひとりの健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の全面的な支援のもと実効的な活動を行うために組織された活動体で、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体が連携し、職場、地域で具体的な対応策を実現していくことを目的とする。

※ 別冊資料2 7頁～9頁 参考

## 3 今後の保険者における予防・健康づくり等の取組の推進に当たって 共通的に評価する指標について

厚生労働省：保険者による健診・保健指導等に関する検討会（平成28年1月6日）

○本検討会では、保険者種別の特性も踏まえつつ、保険者種別を超えて、大枠としてイに記載する6つのインセンティブ指標についてそれぞれ盛り込むことが適当であると考えている。

※ 別冊資料2 10頁～20頁 参考

### 《保険者共通の指標》

1	特定健診・特定保健指導の受診率、メタリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
2	特定健診に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況 ・がん検診受診率 ・歯科疾患(病)検診実施状況
3	糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況
4	広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況 ・個人へのインセンティブの提供の実施 ・個人への分かりやすい情報提供の実施
5	加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況 ・重複服薬者に対する取組
6	後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況 ・後発医薬品の促進の取組 ・後発医薬品の使用割合

## 4 都道府県国民健康保険運営方針策定要領

### 国民健康保険法

第八十二条の二 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

2 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

四 当該都道府県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

3 都道府県国民健康保険運営方針においては、前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

（現状の把握）

○都道府県は、市町村ごとの特定健診・特定保健指導の実施状況、後発医薬品の使用状況、重複受診や重複投薬への訪問指導の実施状況、その他の保健事業などの、医療費適正化対策に関するデータを記載すること。その際、市町村ごとの状況の差の「見える化」が図られるよう、留意すること。

※ 例えば、

- ・市町村ごとの糖尿病性腎症の重症化予防事業の実施状況（事業内容、対象者数等）
- ・その他、保険者努力支援制度において定められる指標

等について示すことが考えられる。

### 一 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項

（医療費の適正化に向けた取組）

○都道府県は、地域の実情を把握の上、取組の進んでいる市町村の事例の情報提供等を通じた好事例の横展開や、市町村に対する定期的・計画的な指導・助言の実施等、医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定めること。

また、保健事業に取り組む際には、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルによる事業実施を行い、効果的・効率的な実施を行うこと。

○このため、医療費の適正化に関する事項を定めるに当たっては、都道府県が作成する都道府県医療費適正化計画に定められた取組の内容との整合を図るとともに、都道府県医療費適正化計画に盛り込まれた、都道府県又は市町村が保険者として取り組む内容については、国保運営方針にも盛り込み、計画の具体化を図ること。

※ 現在実施している医療費適正化計画の見直しにあわせ、新しい内容の保険者としての取組等を記載すること。

### 三 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

#### (趣旨)

○今後、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)を目処に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要となっている。

#### (保健医療サービス・福祉サービス等との連携)

○都道府県は、安定的な財政運営や、市町村が担う国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすに当たっては、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意し、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との有機的連携に関する取組を定めること。

※ 例えば、

・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(...)における、都道府県が策定する地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画との連携

・保健事業と介護予防の取組との連携

(訪問指導における保健医療・福祉・介護予防等のサービスの活用方法等に関する指導、国保総合保健施設の保健事業部門・介護支援部門・居宅サービス部門と国保直営診療施設との一体的事業の実施など)

・特定健診・特定保健指導と市町村の衛生部門における検診事業との連携

・高齢者の介護予防の取組との連携

・障害福祉サービスを定める都道府県障害福祉計画との連携

等について示すことが考えられる。

8 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。

## (4) 今後の調査審議の進め方について

### ア 第3期計画策定の考え方

### イ 策定スケジュール

### ウ 策定にあたっての検討事項

### ア 第3期計画策定の考え方

・国基本方針に則し、骨太の方針・日本健康会議の設立目的・インセンティブ指標等を踏まえて検討

健康寿命の延伸と適正な医療について、次の観点から医療費適正化計画を定める。

・関係者の行動変容を図るため、インセンティブを高める支援を行う。

→ 国が示したインセンティブ指標を活用した取組

(手法)

・見える化を進め、PDCAサイクルを確立する。

・データに基づき医療費の地域差の縮小を目指す。

・健康づくり・疾病予防・重症化予防等の取組の推進

・医療・介護・保健・福祉の連携

→ 日本健康会議等の取組との連携、地域保険と被用者間の連携、各種団体との連携

・医療費は、様々な取組の結果である。

→ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

→ 地域における病床の機能の分化及び連携の推進

## イ 策定スケジュール

平成28年11月～平成29年11月

○策定評価委員会での検討(4回程度開催)

※ 途中経過を医療審議会、地域医療対策協議会で説明。

平成30年1月

○計画(案)を関係機関へ意見照会

(医療審議会、地域医療対策協議会、保険者協議会、市町村)

○計画(案)を県議会常任委員会に報告

○パブリックコメントの実施

(意見照会の趣旨)

法律に基づくもの: 保険者協議会、市町村

他法令との整合性: 医療審議会、地域医療対策協議会

平成30年1月～平成30年3月

○上記の意見照会、パブリックコメント等の意見を踏まえて修正

○策定評価委員会での最終計画(案)の決定

○3期計画の策定、公表 ○県議会常任委員会に報告

詳細は、別冊資料1「資料3 医療費適正化計画策定・進捗管理スケジュール」参考

## ウ 策定に当たっての検討事項

(ア) 目標設定項目

(イ) 目標の進捗管理指標(定量的、定性的)

可能な限り、数値で継続的に把握できる指標とする。

国が今後示す医療費適正化効果額に反映する指標を特に重視

(ウ) 目標に向けた取組と関係機関との連携

保険者、医療の担い手との連携事例を増やしていく。

他制度との連携を図る。

## 健康づくり・疾病予防・重症化予防等の取組の推進

※ 別冊資料2 21頁～30頁 参考

## 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

### 法第9条

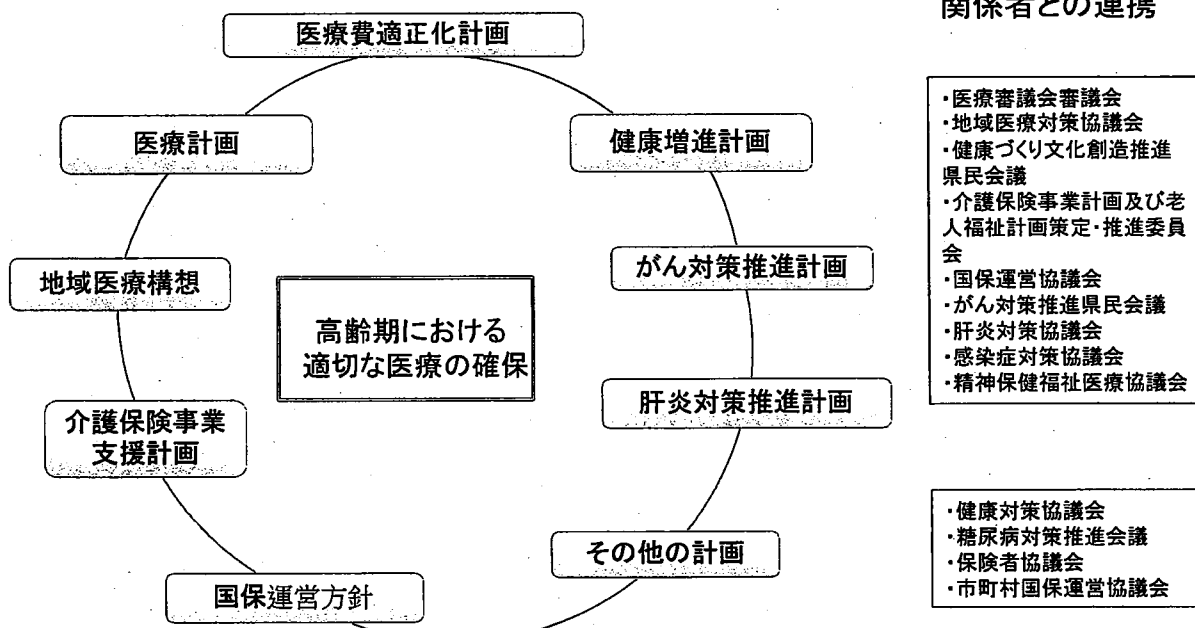
4 都道府県は、前項第一号から第三号までに掲げる事項(医療費適正化計画規定事項)を定めるに当たっては、地域における病床の機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の重要性に留意するものとする。

※ 別冊資料2 31頁～33頁 参考

## 他法令との整合性

6 都道府県医療費適正化計画は、医療計画、介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画及び健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画と調和が保たれたものでなければならない。

# 連携及び協力



# 保険者の取組

## 協会けんぽと市町村の取組

### ○市町村との連携協定（全市町村と締結済）

- ① 特定健康診査やがん検診の受診促進の取組に関する事。
- ② 生活習慣病(予備群含)などの早期治療の勧奨に関する事。
- ③ 医療費、特定健康診査などの結果分析を共有することによる市町村の健康課題の解明、その対策に関する事。
- ④ その他、広報連携、各種施策連携等、協定の目的を達成するために必要な事項に関する事。

### ○地域の健康課題分析（全市町村分分析）

協会けんぽ鳥取支部と鳥取県全19市町村は、地域別に潜む健康課題を明確にするため、医療費と健診結果の分析を実施。

詳細は、別冊資料1「保険者等パンフレット等」参考

※ 別添パンフレット参考 八頭町・境港市

### ○調査研究の推進

たばこアンケート・ジェネリック医薬品のアンケートの実施

## 後期高齢者広域連合の取組

### ○誤嚥性肺炎の防止等の観点から、歯科医師会に委託して歯科健診の実施

詳細は、別冊資料1「保険者等パンフレット等」参考

# 医療の担い手の取組

## 健康対策協議会

昭和46年1月に「健康に関する諸問題の調査研究と県民健康の保持増進に寄与する」目的として鳥取県、鳥取大学医学部、鳥取県医師会の三者構成で鳥取県健康対策協議会(「健対協と略す」)が発足した。

全国に先駆けた画期的な事業は、各時代の必要性に応じて専門委員会をもち、各専門委員会活動を通じて現在に至るまで、県民の皆様の健康保持増進、公衆衛生の普及徹底、健康知識の啓発などを実施してきた。

主たる活動として基本健康診査、各種がん検診とその精度管理を行っている。

詳細は、別冊資料1「保険者等パンフレット等」参考

## 糖尿病対策推進会議

糖尿病の発症予防、合併症防止等の糖尿病対策を推進  
県内の医療関係者で構成される。